



証明書自動交付機が一時的に使えなくなります

●市民環境課 戸籍年金係 ☎22-3135 ㊟55-3135

- 自動交付機休止期間●
 - 外国人住民の方 (外国人と日本人の同一世帯を含む)
 - 7月 9日(月)～14日(土)まで (6日間)
 - すべての世帯
 - 7月13日(金)～14日(土)まで (2日間)
- ※期間中(土曜日も含む)は7:30～19:00まで窓口で発行します。(ただし、波野支所は平日8:30～17:15までとします。)

住民基本台帳法一部改正に伴い、自動交付機のシステム改修作業のため、左記の期間について自動交付機での各種証明書の発行ができませんので、お知らせします。休止期間中に証明書の交付が必要な方は、本庁及び各支所の窓口にて発行します。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

注意 窓口での証明書交付については、来られた方の本人確認が必要となりますので、本人・代理人(委任状が必要な場合があります)とも本人確認書類(以下参照)をご提示ください。

●1点の提示でよい書類

国または、地方公共団体の機関が発行した写真付きのもの(原本)
【例】
運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・外国人登録証明書・住民基本台帳カード(写真付き)精神障害者保健福祉手帳(写真付き)など

●2点以上の提示が必要な書類

公的機関が発行した書類(原本)
【例】
国民健康保険証・健康保険証・介護保険被保険者証・共済組合員証・年金手帳・年金証書・恩給証書・住民基本台帳カード(写真のないもの)など

※確認できる書類をお持ちでない場合など、お問い合わせに関しては市民環境課戸籍年金係までお願いします。



応援します！虫歯予防。フッ素塗布は歯科医院で。

●一の宮保健センター ☎22-5088 ㊟55-5088

これまで保健センター等で行ってきたイースマイル健診でのフッ素塗布が、平成24年4月から市が委託した指定歯科医院での実施になりました。

子どもさんの体調やご家族の都合に合わせて受けることができますので、子どもさんの歯を守るために、ぜひお勧めします！対象者には事前通知してありますが、平成24年4月以降に転入された方はご連絡ください。

●**対象者** 満1歳から満4歳(平成24年4月から平成25年3月中で)の子どもさん
※『もうすぐ1歳健診』対象者は当日お渡しします。

●**受け方** 3ヶ月に1回
※阿蘇市内の歯科医院(下記一覧表)に事前予約が必要です。

●**持参物** 事前にお送りした「フッ素塗布券(2枚綴り)」、フッ素塗布カードと母子手帳をご持参の上、自己負担100円を窓口にお支払ください。忘れ

▶フッ素塗布ができる指定歯科医院一覧

医療機関名	電話番号	所在地
田代歯科医院	34-1771	黒川1251-1
市原歯科クリニック	32-3828	三久保541-5
武藤歯科医院	32-0027	内牧1049-11
安光歯科医院	34-0603	黒川1563-1
佐藤歯科クリニック	22-5131	一の宮町宮地212-1
宇治歯科医院	22-0214	一の宮町宮地2405
そのだ歯科医院	32-1418	内牧1076-13
たかもり歯科医院	22-5588	一の宮町宮地1963-5
阿蘇温泉病院	32-0881	内牧1153-1
波野診療所	24-2203	波野大字波野2703

物が無いように同封のピンクのビニールファイルに必要物品を入れておいてください。
●**有効期限** 平成25年3月31日まで
●**その他** 塗布券は、一人の子どもさんに1年分として4回分ずつ同封しています。(2枚綴りです)



《テーマ：最近、一番感動したことは？》

もうすぐいところ生まれる。女の子かな？男の子かな？楽しみだな。(古城小4年・山城藍来)



国民年金保険料の 免除・納付猶予制度の申請受付が始まります

●市民環境課 戸籍年金係 ☎22-3135 ☎55-3135

■免除の対象となる所得の目安【平成24年度（平成23年7月～）の基準】

	全額免除 【保険料免除】	4分の3免除 【月額 3,750円】	半額免除 【月額 7,490円】	4分の1免除 【月額 11,240円】
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
4人世帯 (夫婦・子2人等)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)

【表の上段は所得額、下段 () 内は収入額】

- ※多段階免除制度は、本人だけでなく、配偶者や世帯主も多段階の免除基準に該当していることが必要です。
- ※2人世帯、4人世帯は夫か妻どちらかのみ所得（収入）がある世帯の場合です。
- ※社会保険料（国民年金・国民健康保険等）について、一定の金額を納付していると仮定して計算しています。社会保険料控除などの控除額は各個人で異なるためこの表はあくまで目安です。

経 済的な理由等で国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。平成24年7月から平成25年6月までの申請受付を7月から開始します。

また、平成23年度の免除をご希望で申請がおりみでない方は、7月31日までに申請をお願いします。

その他の免除制度

- 特例免除** お仕事を退職（失業）された方が対象です。申請時には離職票または雇用保険受給者証などをお持ちください。
- 若年者納付猶予制度** 30歳未満の被保険者の方で免除を希望される方が対象です。
- 学生特例免除** 20歳以上の学生の方は在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。希望される学生の方はお早めに手続きをお願いします。

7月は障害年金受給者の現況届提出が必要です

- 対象者**
障害年金受給者の中で・・・
▼20歳前に初診日のある障害により年金を受けている方
（年金証書の年金コード上2桁が63の方）
例 年金コード「6350」
- ▼旧国民年金法による障害福祉年金からの移行（裁定替え）により年金を受けている方
（年金証書の年金コード上2桁が26の方）
例 年金コード「2650」
- 提出期限** 7月31日
- 提出先** 市民環境課戸籍年金係または各支所市民係
- ※対象となる方には、日本年金機構から7月上旬までに「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し必ず期限内に提出してください。
- ※提出が遅れると障害年金の支給が一時停止になることがあります。

☆ 労働保険・社会保険全般に関する諸手続（含む年金） ☆ 労働問題（雇用/人事）などのコンサルティング関係

（労働・社会保険加入 労働契約 労働条件 就業規則/規程 賃金計算 保険請求 安全衛生 雇用/人事）

熊本県社会保険労務士会会員

軸丸社 労士事務所

☎869-2611

熊本県阿蘇市一の宮町坂梨610-1

☎0967-22-1201(FAX同)

* 料金等詳細についてはお問合せ下さい。

(R57東進、坂梨小学校前の信号左折すく)

広告